

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！

吹田民主商工会

いんぷおめ~しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6383-8160
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

もうすぐ消費税導入から36年

3月24日に消費税廃止吹田連絡会による定例の宣伝行動をイオン吹田店前で行いました。参加は民商、新婦人、消費税をなくす会の3団体から10名が参加。マイクやビラで消費税が導入されて36年になることを伝えながら、社会保障は改悪の連続、消費税は増税しながら所得税や法人税は減税を続けてきたこと、軍費は拡大されくらしの予算は削られてきたことを訴えました。導入から36年になる来月4月1日は、全国で抗議の一斉宣伝行動が取り組まれます。吹田では11時から南千里駅前で行動します。



新事務局員募集

民主商工会は中小業者の要求や悩みを一緒に解決し、社会的・経済的地位向上などに取り組んでいます。そのため営業と暮らしを守る諸制度の拡充を国や自治体に迫り、安心して営業し、生活が保障される平和で民主的な社会を目指して運動をしています。

○業務内容
中小業者の要求や悩みを一緒に解決する活動。会費の集金や機関紙の配布を通して会員同士のつながりを深める活動など。

○勤務時間
月曜日～金曜日の午前9時から午後6時まで。残業、休日出勤もあり。

○待遇
健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険完備。年齢および勤続年数や社会経験等

○給与
○その他
○応募方法
委細面談。

○問い合わせ
〒564-0013 吹田市川園町20-1
☎06-6383-2211

雇用保険、協会けんぽともに料率変更

4月から雇用保険料率、協会けんぽの保険料率が変わります。雇用保険料率は労働者負担、事業主負担がともに0.5%下がります。協会けんぽは大阪府では0.1%下がります。4月の支払給与から変更となりますのでご注意ください。協会けんぽの保険料はホームページ等からご確認ください。

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

伝言板

府営住宅総合募集

4月1日(火)から4月15日(火)まで
申込用紙は民商にあります。必要な方はお越しください。

北大阪総合法律事務所・豊中法律事務所 共催セミナー
住むところがなくなる!?「区分所有法改正案の問題点」
報告：馬越 俊佑 弁護士(豊中総合法律事務所)

4月11日(金) 18時30分(申込後オンライン参加)
今国会において賃借権消滅請求の創設を含む区分所有法改正案が提出され、国会審議中です。同法案では建替え決議がされた場合に正当事由なしに賃借権の消滅請求ができるとされています。この法案の問題点を説明します。

無料法律相談

4月17日(木) 13時00分 民商事務所
北大阪総合法律事務所の弁護士が相談をお受けします。予約制ですので、希望する方は民商までご連絡ください。定員は4名です。

記帳会

4月20日(日) 10時00分 民商会館
5月11日(日) 10時00分 民商会館
持ち物 記帳に必要な用紙(ノート等)もしくはパソコン伝票や領収書、請求書、事業用の預金通帳など原始資料紙のノートやパソコンどんな記帳方法でも構いません。教え合って記帳に集中できる記帳会にします。これから毎月日曜日に行います。

「全国業者青年経営実態 アンケート」に
ご協力をお願いします。

こんにちは、全商連青年部協議会です。
2025年2月から、40歳未満の中小業者の方々に
アンケートをお願いしています。
ぜひ、ご協力をお願いします。

1、期間 2025年2月14日～2025年6月6日

2、対象 40歳未満の業者青年
(青年事業主、家族専従者など)

3、趣旨 消費税・インボイスの対応、物価高騰に
よる経営の圧迫など、困難を抱える業者
青年の実態を政府に伝え、減税や支援策
の拡充を求めます。

4、質問項目(抜粋)

- ・回答者の年代、業種、事業所在地など
- ・経営上の課題(資金繰り、税・社会保険料など)
- ・どんな支援が必要ですか(自由記述)

Q: 何に使われますか。

A: 寄せられた営業実態や要望は、2025年6月9日に予定している省庁・議員要請に
反映させていただきます。

もっと商売がしやすい社会をつくるため、
みなさんの声をお寄せください。

アンケートはお手持ちのスマートフォンやパソコンから回答ができます。
以下のURLやQRコードからアンケートページを開き、ご回答ください。

URL : <https://forms.gle/jFjVRbzqfFmkqAPt9>

QR :



紹介番号

26

全商連青年部協議会
東京都豊島区目白2-36-13
連絡先 : 03-3987-4391



中小企業庁に要望書を手渡す全青協の中議長

納めきれない
消費税、国保、
社会保険料

差し押さえ前に 相談を

早めの
猶予申請で
分割納付を



税金や社会保険料の納付を猶予、分割するため「納税緩和」
制度が活用できます。申請・協議により認められれば、
実情に応じた払える金額で分割納付ができて、延滞金の
軽減などが行われます。納付の督促を受けたらすぐ、民
商に相談してください。

国会質疑で
大臣が言明

「実情に応じ丁寧に対応する」
「倒産は避け経営基盤を守る」

「『一括納付か、差し押さえか』と迫られた」「突然、差押通知が届いた」—民商の全国組織
=全国商工団体連合会(全商連)には、税金や国保、社会保険料の納付をめぐる相談が、メー
ルや電話で連日、寄せられています。「公租公課倒産」「社保倒産」を引き起こす異常事態を国
会で追及され、政府は「実情に応じて丁寧に対応する」と約束しています。(右記QRコード)



全国商工団体連合会

〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

FAX 03-3988-0820

<https://www.zenshoren.or.jp/>

